

「働く人の明日をつくる。」 就業構造基本調査を実施しています

就業構造基本調査とは、普段仕事をしているかどうかや仕事に関する希望などについて調査し、全国や地域別の就業構造を明らかにするものです。その結果は雇用政策、経済政策などの基礎資料として利用されます。

調査の対象となった世帯には、9月下旬に統計調査員が伺い、調査書類を配布しています。

■「パソコン」や「スマートフォン」で回答する場合

『インターネット回答のための操作ガイド』を確認し、10月9日(月)までご回答ください。

■調査票で回答する場合

『調査票の記入のしかた』を確認し、ご記入ください。調査票は、後日、統計調査員が回収に伺います。

問 町企画財政課 情報統計班 ☎0187(84)4901

高速バス停留所の 移設のお知らせ

10月1日(日)より現在の六郷水産前からサテライト六郷駐車場へと移設されます。お間違えの無いようにお気を付けください。

移設日●10月1日(日)

移設先●サテライト六郷駐車場

仙台～
横手～大曲間

始発地	サテライト六郷発着時刻	
横手・湯沢・大曲発	8:29	15:59
仙台発	11:38	20:38

藤沢・鎌倉・横浜・
浜松町～田沢湖間

始発地	サテライト六郷発着時刻
田沢湖発	21:55
藤沢・鎌倉・横浜・浜松町発	6:35

問 町企画財政課 企画財政班 ☎0187(84)4901

生涯学習課

開発予定の土地が遺跡にかかっている場合は届出が必要です

開発（農業基盤整備、造成工事、土取りなど）予定の土地が遺跡にかかっている場合は、着工前に文化財保護法に基づく届出が必要となります。計画の段階で早めに下記へご相談ください。遺跡の地図は県教育庁ホームページや町教育委員会(学友館)などで確認できます。

ージや町教育委員会(学友館)などで確認できます。

県教育庁ホームページ

<http://common3.pref.akita.lg.jp/heritage-map/>

美郷町読書フェスタを開催します!

読み聞かせやトレジャーハンティングなどイベント盛りだくさん!ぜひご家族やお友達とご来場ください。

日時●11月12日(日) 午後1時～午後4時

会場●学友館(参加無料)

■ブックカバーをつくろう

午後1時～午後2時 / 午後2時30分～午後3時30分

自分の好きな本にブックカバーを作ってみよう

講師: 澁谷デザイン事務所 澁谷 和之氏

すずらん舎 澁谷 香織氏

各回10組、事前申込有(10月17日(火)～受付開始・先着順)

■トレジャーハンティング 午後1時～午後4時

図書館の中で、謎を解いてお宝をゲットしよう!

先着で記念品をプレゼント

■よみきかせイベント 午後1時～午後4時

・初心者向けよみきかせ講座

これから赤ちゃんが生まれる方や、小さいお子さんに絵本を読んであげたいと思っている方へ

・町内3団体によるおはなし会

■雑誌リサイクル市 午後2時30分～午後4時

保存期限の切れた雑誌を無料でお譲りします。

(一人5冊まで)

※マイバッグ(買い物袋)をご持参ください。

※事前の取り置きや、用意できる本のタイトルの確認にはお答えできませんので、ご了承ください。

■折り紙ミズモをつくろう

■「心に残った本の紹介コンクール」作品展示

11月12日(日)～11月19日(日)

問 美郷町学友館 ☎0187(84)4040

第13回美郷町中学校新人駅伝競走大会 第10回美郷町中学校新人女子駅伝競走大会

選手たちに熱い声援をお願いします

開催日●10月11日(水)《女子スタート》午前10時
《男子スタート》午前11時
〔午前9時50分～午後1時 車両通行規制実施〕
※悪天候の場合午後3時までの間で交通規制の延長あり
コース●美郷中学校周辺特設周回コース
男子6区間：17.4km
女子5区間：10.5km
参加校●美郷町・大仙市・仙北市内の中学校

大会開催に伴う交通規制にご協力ください

大会開催中、駅伝コースでは車両通行止め等の交通規制が行われます。周辺住民の皆さまには大変ご迷惑をお掛けしますが、ご協力をお願いします。

なお、観戦の際は指定の駐車場をご利用のうえ、通行規制が始まる午前9時50分前までにご来場くださいますようお願いいたします。



問 町教育委員会 生涯学習課 スポーツ振興班 ☎0187(84)4916

介護保険事務所からのお知らせ

介護(介護予防)サービスと介護予防・生活支援サービス事業の利用について

■要介護認定の申請をして「要支援1・2」「要介護1～5」と認定を受けた方は介護(介護予防)サービスを利用できます。

(ア)要介護1～5と認定を受けた方

○「施設サービス」を利用したい場合

介護老人福祉施設・介護老人保健施設など、入所を希望する施設に直接申し込みます。

※施設サービスは「要支援1・2」と認定を受けた方は利用できません。

※介護老人福祉施設は原則として「要介護3・4・5」と認定を受けた方のみ利用できます。

○「在宅サービス」を利用したい場合

①「居宅介護支援事業所」に連絡して、ケアプラン(居宅サービス計画)作成を依頼します。

※「居宅介護支援事業所」は介護保険事務所ホームページ(<http://www.oskaigonet.or.jp/>)をご覧ください、または介護保険事務所・地域包括支援センター・町の介護保険担当課に用意している一覧表でご確認ください。

②担当のケアマネジャーにケアプランを作成してもらいます。適切な介護サービスを利用できるように相談しましょう。

※サービスを提供する事業所との連絡・調整はケアマネジャーが行います。

③ケアプランにそって「在宅サービス」を利用します。

(イ)要支援1・2と認定を受けた方

①初めてサービスを利用する方は「地域包括支援センター」に連絡して、介護予防ケアプラン(介護予防サービス計画)作成を依頼します。

※これまで介護サービスを利用していた方で「要支援1・2」と認定された方は担当のケアマネジャーに相談してください。

②担当のケアマネジャーに介護予防ケアプランを作成してもらいます。適切な介護予防サービスを利用できるように相談しましょう。

※サービスを提供する事業所との連絡・調整はケアマネジャーが行います。

③介護予防ケアプランにそって「在宅サービス」を利用します。

■「要支援1・2」の認定を受けた方と基本チェックリストを受けて「事業対象者」に該当した方は介護予防・生活支援サービス事業を利用できます。

(ア)「要支援1・2」の認定を受けた方と「事業対象者」に該当した方

①「地域包括支援センター」に連絡して、上記の(イ)①②と同様の手続き後、介護予防ケアプランにそって「介護予防・生活支援サービス事業」を利用します。

問い合わせ

介護保険事務所
地域包括支援センター(町福祉保健課内)

認定審査班

☎0187(86)3912

☎0187(84)4907